



有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室



- 平成3年に改正された産業廃棄物の処理に係る委託基準において、排出事業者は産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に対して、同者が廃棄物を適正に処理するために必要な情報（※）を伝達することを定めている。
(廃棄物処理法施行規則第8条の4の2)
- 適正処理のために必要な情報伝達をしなかった場合、罰則として「三年以下の拘禁刑若しくは三百万元以下の罰金、又はその併科」が科される。
(廃棄物処理法第26条)

（※）適正処理のために必要な情報の例

(廃棄物処理法施行規則第8条の4の2第6項)

- 当該廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

- 情報伝達方法の一例として、環境省では、排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を記載できるツールであるWDS（Waste Data Sheet, 廃棄物データシート）およびガイドラインを作成している。

- 平成24年5月に、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した。これは、産業廃棄物に含まれていた原因物質（ヘキサメチレンテトラミン）が産業廃棄物処理業者で十分に処理されず公共用水域に排出され、浄水場での塩素消毒によりホルムアルデヒドを生成したことにより発生したものとされている。
- これにより、流域の浄水場では最長20時間の断水又は減水などの取水障害が発生。
- このような事案の再発を防止するため、平成24年6月に設置された「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」の中間取りまとめ（平成24年8月）を踏まえ、実態調査等から産業廃棄物処理委託の際に排出事業者と処理業者との間での情報共有を図ることの重要性が改めて明らかとなつたことから、WDSガイドラインの大幅な改訂を行い、ガイドライン第2版が平成25年6月に発刊された。

(参考) 利根川水系における取水障害に係る水質事故への対応



2012年5月 10日～18日	排出事業者Aが処理業者Bに対し、ヘキサメチレンテトラミン（HMT）約10.8トン（埼玉県推定値）を含む廃液の処理を委託
10日～19日	処理業者BがHMTを含む廃液の中和処理を行い、排出水を新柳瀬橋上流で烏川に合流する排水路に放出
15日	浄水場の定期検査でホルムアルデヒドを1リットルあたり0.045mg/Lを検出。
18日	浄水場の浄水からホルムアルデヒドを1リットルあたり最高0.168mg/Lを検出し、記者発表（水道水の基準は0.08mg/L）。浄水場で取水、送水を停止。国土交通省が利根川水系の上流ダムで緊急放流を開始。
19日	千葉県を含む流域6浄水場で取水を停止・制限し、千葉県内で36万世帯が断水。夜間に一部浄水場で給水を再開。
20日	浄水場近くの利根川で一時、国の基準値に迫るまで再び上昇。
21日	厚生労働省・環境省連絡会議開催。
24日	厚生労働省が原因物質をHMTと特定したと発表。
25日	埼玉県が、排出事業者AからHMTの処理を委託された産廃処理業者Bから川に流れ出た可能性があると発表。
30日	HMTの排出事業者A及び中和処理を行った処理業者Bから、埼玉県及び高崎市に報告。

※「平成24年度第1回水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会」資料より抜粋

情報伝達の不足が原因で発生したと考えられる事故事例



これ以外にも、含有している化学物質情報が分かっていれば防げたと考えられる事故事例が、平成29年12月から平成30年3月に処理業者にて実施したヒアリング調査および、令和3年度に実施した文献調査（※）により判明している。

含有している化学物質情報が分かっていれば防げたと考えられる事故事例

（環境省実施の調査結果より）

- シクロヘキサンを含有した廃棄物と知らずに汚泥等と混ぜてピットに投入。焼却処理の前処理として投入した生石灰と反応して爆発。
- ベンゼンを含有した汚泥と知らずに屋外でドラム缶に入れて保管。太陽熱による加熱で発火。
- タンクローリーでソフトエッティング廃液（過硫酸ソーダ、硫酸、水）と、成分が情報提供されていない廃液（事後調査で塩化亜鉛処理廃液と判明）を混合回収したところ、塩素ガスが発生。

（※）厚生労働省「職場のあんぜんサイト」、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会：「産業廃棄物処理施設事故事例調査報告書」等から情報を収集した。

廃棄物処理法施行規則の改正の検討経緯・趣旨

- 平成29年2月にとりまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性(中環審意見具申)」において、(5)廃棄物処理における有害物質管理の在り方として、排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなく、適正な処理が行われなかつたことが原因と強く推定される事案が発生していたことから、情報伝達の一層の推進が課題として整理された。
- その中で、危険・有害物質に関して、情報提供を義務づける排出事業者、対象となる有害・危険物質、伝達すべき内容等を明確化して、専門的な検討を行うべきという方向性が示された。
- 廃棄物処理における事故防止及び作業環境保全、環境汚染防止に実効性のある方策とするため、危険・有害物質に係る情報伝達の在り方については平成29年から30年にかけて検討会を実施したほか、排出事業者や業界団体へのヒアリングにより方針を取りまとめるなど、検討を進めてきた。

- 産業廃棄物処理の委託基準に係る廃棄物処理法施行規則を改正するとともに、排出事業者と処理業者間のコミュニケーションのより一層の促進を図るため、WDSガイドラインを改訂することとした。

【現状】

- 廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理に係る委託基準の中で、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する際、処理業者が廃棄物を適正に処理できるよう、その処理に必要な情報を伝達することを定めている。（廃棄物処理法施行規則第8条の4の2）
- 排出事業者の参考となるよう、適正処理に必要な廃棄物の情報を具体的に例示したWDS（廃棄物情報データシート）とそれに係るガイドラインが環境省から示されている。

【課題】

- 排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなく、適正な処理が行われなかつたことが原因と強く推定される事案も発生しており、情報伝達の一層の推進が課題となっている。

【見直しの方向性】

- ① 危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具體化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべき。
- ② この際、関連法令の既存制度において危険・有害物質の取扱いに関し一定の義務が課されていることを念頭に、これらと連携する形で廃棄物処理法において情報伝達を義務づける排出事業者、対象となる危険・有害物質、伝達すべき内容等を明確化して、実効性のある方策とすべき。
- ③ 廃棄物の適正な再生利用を担保するために必要な情報を含め、情報の伝達が適切になされるよう、これまでのWDSの運用実績も踏まえ、義務付け以外の上乗せの情報提供方策も含めた検討を行うべき。
- ④ 化学物質に関する様々な関係者間による更なる情報伝達の在り方についての検討も行うべきである。廃棄物からの有害物質の曝露などの評価手法についての研究を進めていくことも重要。

改正廃棄物処理法施行規則（概要）



対象事業者	化管法第2条第5項で規定する第一種指定化学物質等取扱事業者
契約書において 伝達すべき情報	廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合 ※化管法で把握対象とされる第一種指定化学物質が廃棄物に含まれる、又は付着している場合に情報伝達義務がかかる。

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）と連携することとした。
- 同法において、人や生態系への有害性があり、環境中に継続して広く存在する（曝露可能性がある）と認められる物質として指定されている第一種指定化学物質に関する情報を伝達することで、廃棄物処理工程での化学物質の混入による生活環境保全上の支障の発生の未然防止が期待できること、さらに第一種指定化学物質等取扱事業者において、第一種指定化学物質の移動量等の把握はPRTR制度において義務付けられているため平時より情報が管理されていることから、これらの情報を伝達を義務付けることとした。

※) 第一種指定化学物質等取扱事業者の該否、第一種指定化学物質の含有等の有無に関わらず、排出事業者は従前どおり、委託契約書において適正処理のために必要な情報伝達を行う必要があることに留意されたい。

改正施行規則新旧（令和7年4月22日公布）



合

イ～ホ (略)	～ 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合	（委託契約書に含まれるべき事項）	改 正 後
------------	--	------------------	-------------

合

イ～ホ (新規)	～ 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合	（委託契約書に含まれるべき事項）	改 正 前
-------------	--	------------------	-------------

（委託契約書に含まれるべき事項）

第八条の四の二 令第六条の二第四号へ（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
イ～ホ (略)

ヘ 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

施行に向けたスケジュール

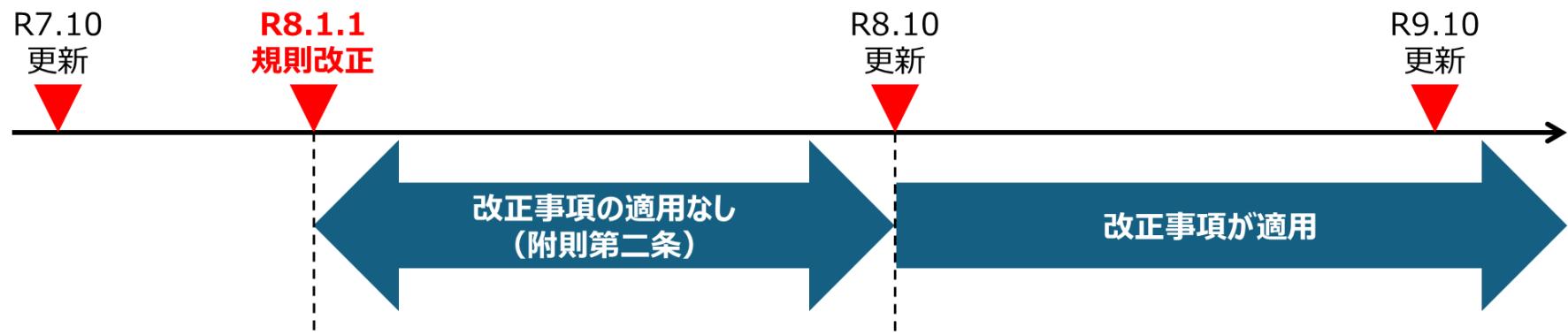


令和7年4月22日	改正省令公布
令和7年9月～10月	制度周知期間
令和7年11月～12月	WDSガイドライン（第3版）発行 改正省令の施行通知発出
令和8年1月1日	改正省令の施行

この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

自動更新を含む契約→施行日以降最初の更新日から改正事項が適用される

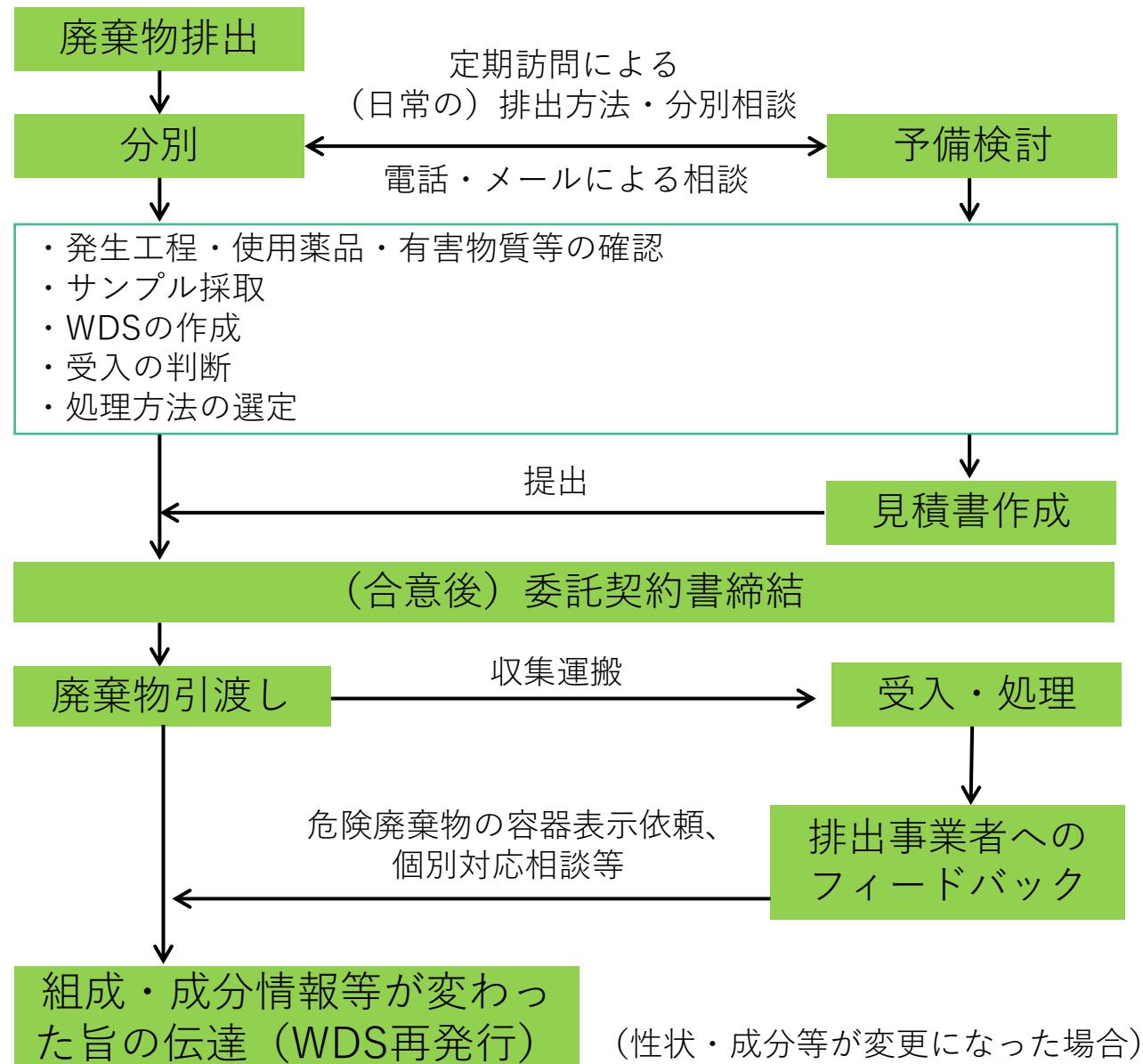
（例）毎年10月に自動更新される契約の場合



WDSガイドライン（第2版(H25.6)から第3版）の主な改訂箇所

- 施行規則改正の内容を追加（第一種指定化学物質等取扱事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、委託契約に含まれるべき事項に、第一種指定化学物質の名称等を追加）。
- 伝達情報の過不足による事故の防止を徹底するため、排出事業者と処理業者の双方によるコミュニケーションが重要であることを強調。

排出事業者と処理業者間での相互コミュニケーションの一例



WDS様式の主な改訂箇所

- ④廃棄物の発生工程
→旧版では「その他の情報」の一部としていたが、独立した記入欄を設けた。
- ⑦廃棄物の組成・成分情報
→情報伝達が義務付けられている危険・有害物質の記入欄を新たに設けた。
(本改正での情報伝達が義務付けられた第一種指定化学物質の情報はここに記入)

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
※3 一品目に於て、一作成ください。

第3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	記入者		
2	排出事業者の名称等	名称 所在地	所属 担当者	TEL FAX
3	廃棄物の名称			
4	廃棄物の発生工程 <input type="checkbox"/> 工程図等添付			
5	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他 ()	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等	
6	特定期定廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	<input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)		
7	廃棄物の組成・成分情報 <input type="checkbox"/> 情報伝達が義務付けられている 危険・有害物質	物質名又は品名		量・濃度
8	その他主要成分			
9	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	<input type="checkbox"/> 硫黄 <input type="checkbox"/> 塩素 <input type="checkbox"/> 吳茱 <input type="checkbox"/> ヨウ素 <input type="checkbox"/> フッ素 <input type="checkbox"/> 炭酸 <input type="checkbox"/> 硝酸 <input type="checkbox"/> 亜鉛 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> ホウ素 <input type="checkbox"/> アンチモン <input type="checkbox"/> その他 ()		

9	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質：ホルムアルデヒド（塩素処理により生成） <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンタラミン（HMT） <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン（DMH） <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアリニン（DMAN） <input type="checkbox"/> トリメチルアミン（TMA） <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン（TMED） <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン（DMEA） <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール（DMAE）
		生成物質：クロロホルム（塩素処理により生成） <input type="checkbox"/> アセトジンカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジヒドロキシベンゼン（レゾルシノール） <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3-アミノアセトフェノン

発生工程を記入する欄を追加

発生工程を記入する欄を追加		℃) □ 可燃性 □ 自然発火性		℃) □ 禁水性		
		△化物		△急性毒性 □ 感染性		
		△生物毒性		△腐食性		
11	廃棄物の物理的・化学的性状	□ その他()				
		形状 ()	固形 □ 泥状 □ 液状 → 粘性 ()	無 □ 有 ()	弱 □ 中 □ 強 ()	
12	品質安定性	臭気 ()	無 □ 有 ()	弱 □ 中 □ 強 ()	(臭気種類:)	
		色 ()	比重 ()	pH ()		
13	荷姿	沸点()	融点()	発熱量()	水分(%)	
		経時変化 (□ 有 □ 無)				有る場合は具体的に記入 ()
14	排出頻度 数量	□ 容器 ()	□ 車両 ()	□ その他 ()	()	
		頻度: (□ スポット □ 繼続予定)				
15	特別注意事項	数量: ()	kg □ t □ ㎘ □ m³ □ 本 □ 缶 □ 袋 □ 個 □ 年 □ 月 □ 週 □ 日			
		※取り扱い際に必要と考えられる注意事項を記載				
15	保護具	□ ガスマスク着用 □ 一ガスマスク種類 ()	吸收缶種類 ()			
		□ 保護手袋	□ 保護メガネ	□ その他 ()	()	
	応急処置	□ 吸入時 → □ 新鮮な空気の場所に移動し安静にする	□ その他 ()	()		
		□ 皮膚付着時 → □ 多量の水で洗い流す	□ その他 ()	()		
		□ 目に入った場合 → □ 多量の水で洗い流す	□ その他 ()	()		
		□ 飲み込んだ場合 → □ 多量の水を飲ませ吐かせる	□ その他 ()	()		
15	漏洩時措置	除去方法: □ 吸着マット・ほうき・スッップで回収する	□ その他 ()	()		
		除去作業時の注意: □ 廃棄物に触れないようにする	□ その他 ()	()		

化管法の第一種指定化学物質（物質名及び量・濃度）はここに記入

16	その他の情報	SDS (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)			
		分析表 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)			
	サンプル (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	有の場合→ <input type="checkbox"/> 均一 <input type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル			
	写真 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)				
	その他 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	具体的には→ ()			

記載例

< 表面 >

廃棄物データシート(WDS)

管理番号 ****-****

- ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
 ※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1 作成年月日	20XX年〇月〇日		記入者 ○○ ○○
排出事業者の名称等	株式会社〇〇	所属	〇〇工場 〇〇部 〇〇課
2 所在地	〒 ****-*** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号	担当者	〇〇 〇〇 TEL ****-**** FAX ****-****
3 廃棄物の名称	廃液		
4 廃棄物の発生工程	〇〇製品の製造工程で発生する廃液		
5 廃棄物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input checked="" type="checkbox"/> 廃酸 <input checked="" type="checkbox"/> 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 () <small>※廃棄物が以下のいずれかに該当する場合</small> <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)		
6 特定有害廃棄物	<small>O:含有 x:非含有 △:含有の可能性あり</small> (x) アルキル水銀 (x) トリクロロベンゼン (x) 1,3-ジクロロブロベン (x) 水銀又はその化合物 (x) テトラクロロエチレン (x) チラム (x) カドミウム又はその化合物 (x) シクロロタン (x) シマジン (x) 鉛又はその化合物 (x) 四塩化炭素 (x) チオベンカルブ (x) 有機燐化合物 (x) 1,2-ジクロロエタン (x) ベンゼン (x) 六価クロム化合物 (x) 1,1-ジクロロエチレン (x) セレン (x) 硒素又はその化合物 (x) シス-1,2-ジクロロエチレン (x) ダイオキシン類 (x) ジン化合物 (x) 1,1,1-トリクロロエタン (x) 1,4-ジオキサン (x) PCB (x) 1,1,2-トリクロロエタン		
7 廃棄物の組成・成分情報	物質名又は品名 ヘキサメチレンテトラミン 量・濃度 10% CAS登録番号 100-97-0		
第一種指定化学物質			
8 その他主要成分	ホルムアルデヒド 〇〇 % ナトリウム 〇〇 % 残りは水		

8 その他含有物質	(x) 硫黄 (x) 塩素 (x) 臭素 (x) ヨウ素 (x) フッ素 (x) 炭酸 (x) 硝酸 (x) 亜鉛 (x) ニッケル (x) 銅 (x) アルミ (x) アンモニア (x) ホウ素 (x) アンチモン (x) その他 ()				
9 水道水源における消毒副生成物	<small>生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成)</small> <input checked="" type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアミン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)				
10 有害特性	<small>生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成)</small> <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性() °C <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 °C <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input checked="" type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input checked="" type="checkbox"/> その他() 皮膚腐食性:刺激性:区分3、呼吸器感作性:区分1、皮膚感作性:区分1				
11 廃棄物の物理的・化学的性状	<small>生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成)</small> <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等) <small>形狀:「固形」「泥狀」「液狀」、粘性:「無」「有」、強度:「弱」「中」「強」</small> <small>臭氣:「無」「有」、強度:「弱」「中」「強」(臭氣種類:)</small> <small>色(薄い黄):「無」、比重():「有」、pH():「有」</small> <small>沸点():「有」、融点():「有」、発熱量():「有」、水分(%):「有」</small>				
12 品質安定性	<small>経時変化(「有」・「無」) 有る場合は具体的に記入</small>				
13 荷姿	<small>容器()「ドラム缶」、「車両()」、「その他()」</small>				
14 排出頻度	<small>頻度: (<input checked="" type="checkbox"/> スポット) <input type="checkbox"/> 継続予定)</small>				
15 数量	<small>数量: (1) <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> ℥ <input checked="" type="checkbox"/> m³ <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 日</small>				
16 特別注意事項	<small>※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載</small>				
保護具	<input checked="" type="checkbox"/> ガスマスク着用 <input type="checkbox"/> ガスマスク種類() <input type="checkbox"/> 吸収缶種類() <input checked="" type="checkbox"/> 保護手袋 <input checked="" type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他()				
応急処置	<input checked="" type="checkbox"/> 吸入時 → <input checked="" type="checkbox"/> 新鮮な空気の場所に移動し安静にする <input type="checkbox"/> その他()				
漏洩時措置	<input checked="" type="checkbox"/> 皮膚付着時 → <input checked="" type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他()				
火災時措置	<input checked="" type="checkbox"/> 目に入った場合 → <input checked="" type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他()				
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水を飲ませ吐かせる <input checked="" type="checkbox"/> その他() (直ちに医者に連絡)				
16 その他の情報	<small>除去方法:「吸着マット・ほうき・スコップで回収する」、「その他()」</small> <small>除去作業時の注意: <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他()</small> <small>水による消火 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 → 消火方法(噴霧水・泡・粉末消火剤)</small>				
<small><変更履歴/内容確認欄></small>					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考

事故等事例の情報提供について（お願い）



未然防止対策等を周知するとともに、本ガイドラインの見直しに資するため、情報伝達の不足が原因で発生したと考えられる事故やトラブル、ヒヤリハットについて、下記の例を参考に、可能な範囲で御提供をお願いする。

※事故事例等に対し環境省から行政指導や不利益処分等を行う目的で収集するものではない。

情報提供先：hairi-tekisei@env.go.jp（環境省廃棄物規制担当参事官室）

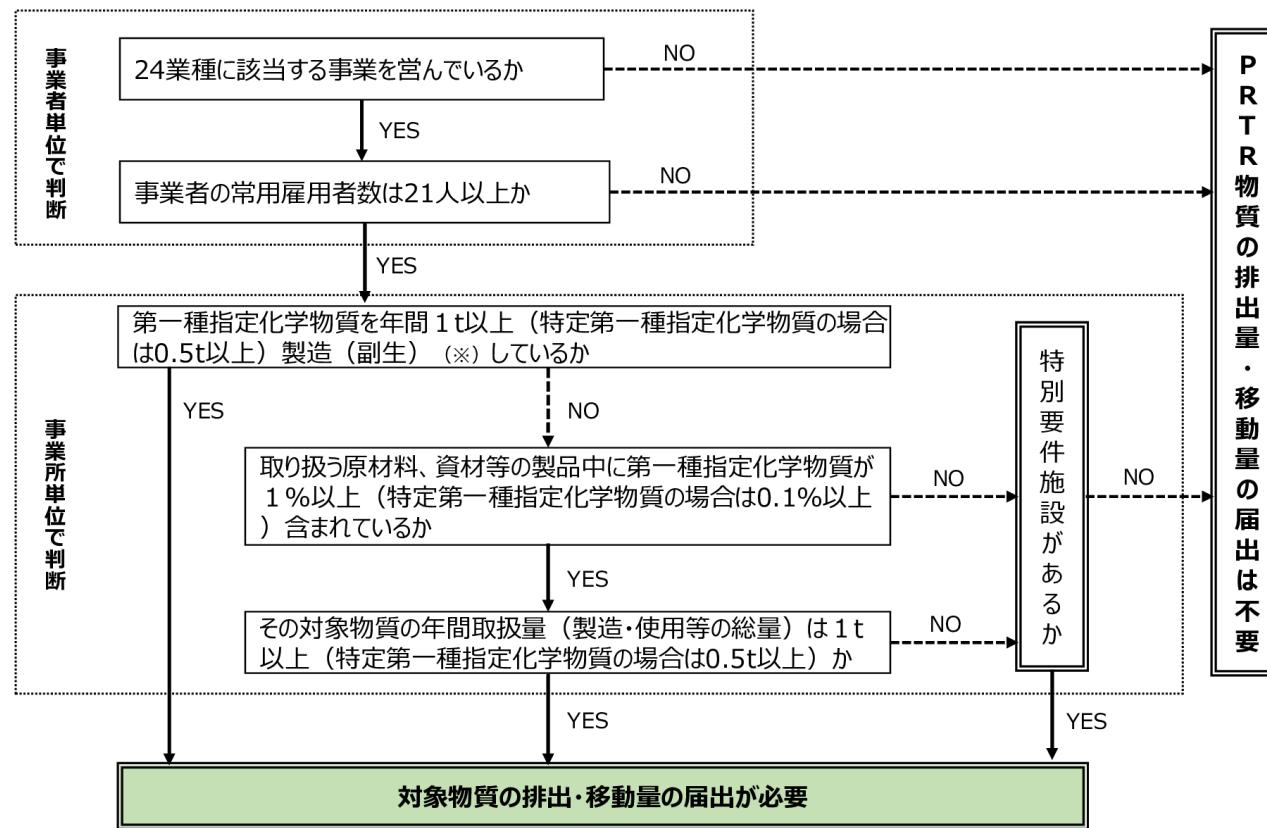
発生日	令和〇年〇月〇日
件名	〇〇を含有している□□と◇◇の混合により塩酸が発生した事例について
ご担当者 連絡先	(会社名) (所属名・職名・担当者名) (電話番号) (メールアドレス)
原因物質 (推定でも可)	〇〇（推定）
廃棄物の種類	□□、◇◇
事例の概要	令和〇年〇月に、□□と◇◇をタンクで混合したところ、タンク内から刺激臭が発生。□□に含有していた〇〇と◇◇が反応し、塩酸が発生したと推定される。排出者からの情報伝達項目に、□□含有の情報は含まれていなかった。

実際の運用について

改正省令の対象事業者について

本改正により情報伝達義務が生じるのは、化管法に基づき排出量及び移動量を把握すべき第一種指定化学物質がある（化管法第五条に基づく届出を行う必要がある）事業所である。

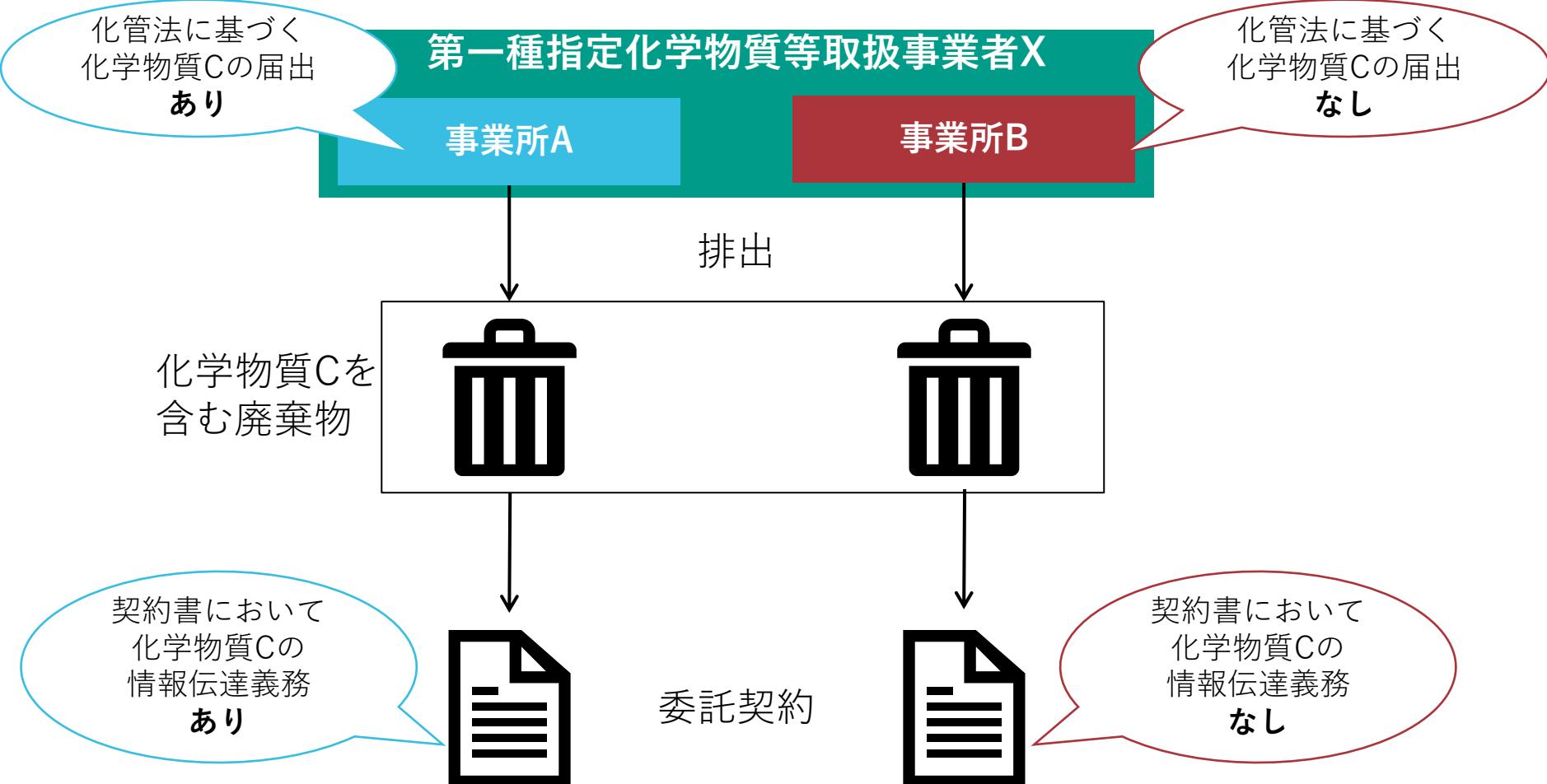
PRTR対象事業者の判定方法



※PRTR対象物質の副生（非意図的製造）もPRTR対象物質の製造となります。

情報伝達義務が生じる事業所の考え方

情報伝達義務の有無については、化管法と同様事業所ごとに判断される。



※適正処理に必要な情報であれば伝達義務あり。

規則施行後の契約更新時における対応

更新時に、廃棄物に付着等している第一種指定化学物質の名称及び量又は割合を記載すること。また、自動更新規定を含む契約において契約を自動更新する場合は、更新時に覚書を締結すること等により当該情報を伝達すること。

契約期間中に新たに伝達すべき第一種指定化学物質が生じたときの対応

契約有効期間中、新たに伝達すべき第一種指定化学物質が生じた場合は、廃棄物処理法施行規則第八条の四の二第七項の規定により、各契約において定めた方法により情報伝達義務が生じる。

経過措置期間中に覚書を締結した場合の対応

覚書に法的拘束力がある場合は、契約の更新に該当し、覚書の締結日から情報伝達義務が生じる。

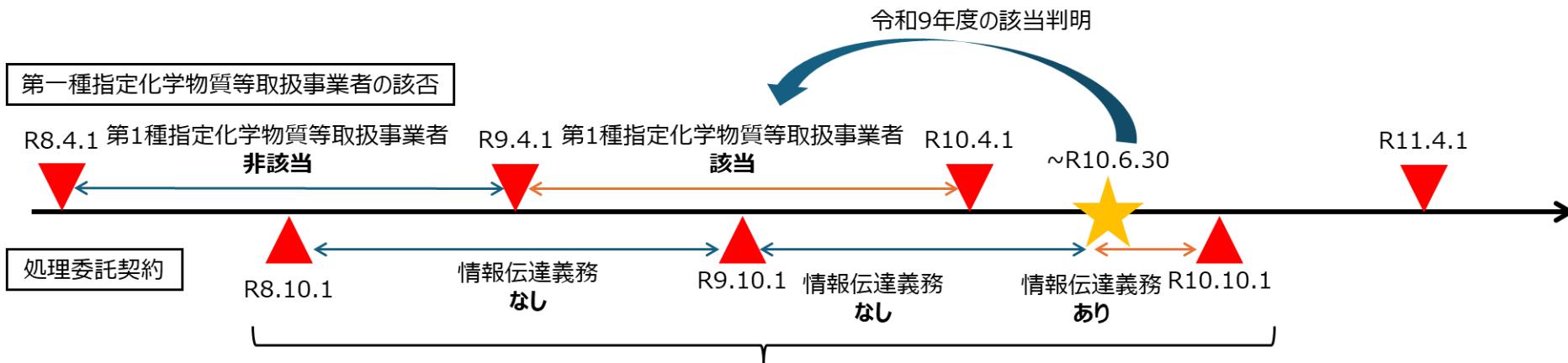
契約有効期間内において、「契約有効期間の属する年度の第一種指定化学物質等取扱事業者」への該当が判明した時点から、記載義務が生じる。

(例)

- ・化管法第五条に基づく届出を行った時点
- ・一度に1t以上的第一種指定化学物質を含む廃棄物を処理委託した時点

「過年度の該当実績」「本年度の事業計画」「契約の時期」等を踏まえ、第一種指定化学物質等取扱事業者に該当することが予見される場合には、該当性の判断を待たずに情報伝達を行うのが望ましい。

(例) 毎年10月に自動更新される契約の場合



あくまで改正規則第8条の4の2第6号へに掲げる事項の情報伝達義務であり、
上記以外の情報伝達義務についてはこれによらず、適正処理のために必要な情報は伝達する義務がある。

ご清聴ありがとうございました
